

～ 江田島市男女共同参画基本計画と江田島市第2次男女共同参画基本計画の新旧比較 ～

平成19年度 江田島市男女共同参画基本計画
(前期計画)

平成30年度 江田島市第2次男女共同参画基本計画
(第2次計画)

<p>基本目標1 「男女共同参画を推進する仕組みづくり」</p> <p>基本方針</p> <p>(1) 固定的な男女の役割分担意識の変革</p> <p>(2) 男女共同参画を推進する教育・学習機会の充実</p> <p>(3) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p> <p>(4) 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇改善の理解の促進</p> <p>基本目標1の説明</p> <p>○ (1) 「固定的な役割分担意識の変革」については、一定程度の改善はみられるが、不十分であるため、意識の浸透を図っていく。【基本目標1-(3)】</p> <p>○ (2) 「男女共同参画を推進する教育・学習機会の充実」は、この10年間で取組が進められた。今後は「教育・学習機会の充実」から、男女共同参画の視点に立った「学びの場における男女共同参画の推進」へ基本方針を変更して、取組を強化する。</p> <p>○ (3) 「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」は、社会全体において余り進んでいないため、継続して取組を進める。【基本目標2-(4)】</p> <p>○ (4) 国の取組等、社会全体での取組により10年前と比べて改善されてきた。</p>	<p>基本目標1 「男女が共に認め合う社会づくり」</p> <p>基本方針</p> <p>(1) 男女共同参画の理解促進と意識の浸透</p> <p>(2) 男女の意識の変革による男女共同参画の推進</p> <p>(3) 学びの場における男女共同参画教育の推進</p> <p>基本目標1の説明</p> <p>○ (1) 前期計画の「意識の変革」は改善傾向にあるため、「意識の変革」から、更に「理解促進と意識の浸透」の取組を進める。</p> <p>○ (2) 「固定的な男女の役割分担意識の変革」は改善傾向にあるが、アンケート結果では「家庭生活における男女の地位」は、意識の変革ほど進んでいないため「男女の意識の変革による男女共同参画の推進」として強力に取り組む。</p> <p>○ (3) 学びの場において、男女共同参画教育の視点に立った「推進する教育」を更に深めていくよう、取組を進める。</p>
<p>基本目標2 「職場・家庭・地域社会における男女共同参画の実現」</p> <p>基本方針</p> <p>(1) 就労環境の整備の促進</p> <p>(2) 地域社会における男女共同参画の推進</p> <p>(3) 家庭生活における男女共同参画の推進</p> <p>(4) 育児期等における条件整備</p> <p>(5) 女性の介護負担の軽減と高齢者等が安心して暮らせる条件整備</p> <p>(6) 国際感覚の育成と交流の推進</p> <p>基本目標2の説明</p> <p>○ (1) (4) (5) については、雇用機会均等法や育児・介護休業法の整備等により、10年前と比べて改善されてきている。</p> <p>○ (2) 「地域社会における男女共同参画の推進」は、継続して取組を行っていく。【基本目標2-(7)】</p> <p>○ (3) 「家庭生活における男女共同参画の推進」は、全国調査と本市では15.2%の開きがあり、意識調査の中でも格差が大きい。上記(2)と併せて、「男女の意識の変革による男女共同参画の推進」において取り組む。【基本目標1-(3)】</p> <p>○ (6) 「国際感覚の育成と交流の推進」については、「福祉のまちづくり」の視点に、「多文化共生社会」の視点を取り入れ、新たな福祉のまちづくりとして「地域社会における男女共同参画の推進」において取り組む。【基本目標2-(7)】</p>	<p>基本目標2 「男女が共に活躍できる社会づくり」 (女性活躍推進計画)</p> <p>基本方針</p> <p>(4) 社会のあらゆる分野での政策・方針決定過程への女性の参画促進</p> <p>(5) 職場における男女共同参画の推進</p> <p>(6) 仕事と家庭が両立できる社会環境づくり</p> <p>(7) 地域社会における男女共同参画の推進</p> <p>基本目標2の説明</p> <p>○ (4) については、「女性の政策・方針決定過程への参画」が進んでいないため、継続して取組を進める。</p> <p>○ (5) (6) については、前期計画の「就労環境の整備と促進」、「育児期等における条件整備」、「女性の介護負担の軽減と高齢者等が安心して暮らせる条件整備」が一定程度改善されたため、新たな視点で取り組む。</p> <p>○ (7) 前期計画の「国際感覚の育成と交流の推進」については、近年の在住外国人の増加傾向等に伴い、市民の一員である外国人在住者の異なる文化、習慣、宗教、価値観、生活様式を尊重しつつ、共に暮らしていくために「多文化共生」の視点で、「地域社会における男女共同参画推進」として、取組を強化する。</p>
<p>基本目標3 「女性の人権が尊重され能力発揮できる社会の実現」</p> <p>基本方針</p> <p>(1) 女性の人権の尊重</p> <p>(2) 生涯を通じた健康支援</p> <p>基本目標3の説明</p> <p>○ (1) 「女性の人権の尊重」は、7割近くが改善してきたと回答。その反面、近年DVが社会問題となっている。女性の人権は、計画全体で取り組み、DVについては、「あらゆる暴力の根絶」において取り組む。【基本目標3-(8)】</p> <p>○ (2) 「生涯を通じた健康支援」については、引き続き、「生涯を通じた健康支援」として取り組む。【基本目標3-(9)】</p>	<p>基本目標3 「誰もが安心して暮らせるまちづくり」</p> <p>基本方針</p> <p>(8) あらゆる暴力の根絶(DV対策基本計画)</p> <p>(9) 生涯を通じた健康支援</p> <p>(10) 誰もが安心できる福祉のまちづくり</p> <p>基本目標3の説明</p> <p>○ (8) 女性の人権問題も含め、「あらゆる暴力の根絶」の視点で取り組む。</p> <p>○ (9) 前期計画と同様に、引き続き、男女の健康支援に取り組む。</p> <p>○ (10) 「誰もが安心できる福祉のまちづくり」については、生活困窮や社会的マイノリティ問題等も含め、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりに取り組む。また、災害時等に固定的な性別役割分担意識が一層明らかになることから、防災分野における政策や方針決定に女性の参画を促し、男女共同参画の視点に立った取り組みを進めるよう取り組む。</p>

■文字については、前期計画での取組等によって改善されたことにより、基本方針の削除又は内容変更したものを。

■文字については、新たな基本方針。■文字については前期計画と同じ視点での取組